2020年 9月 1日　No.187　　発行責任者 田中 孝史

かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶんかべしんぶんかべしん

第187号
郵政産業ユニオン PIWU TOKYO

郵政産業労働者ユニオン東京地方本部
104-0031 東京都中央区京橋3－6－3
京橋通郵便局5F
TEL・FAX 03-3535-5447
piwutokyo@yahoo.co.jp

郵政職場から格差是正を

２０条裁判勝利に向けて支援を再度訴えます

２０１３年４月に労働契約法２０条が施行されました。それは期間の定めがあること理由に不合理な格差はあってはならないというものです。

不合理な格差をなくしたいと提訴

郵政の職場では仕事の内容と責任の程度は正社員と変わりませんが、処遇には大きな格差があります。この不合理な格差の是正を求めて郵政ユニオンの非正規組合員１１人が立ち上がった

２０１４年５月に東京地裁・大阪地裁に提訴して６年、両地裁・両高裁で年末年始勤務手当、住居手当、有給の病気休暇、扶養手当等の６項目の損害賠償が認められました。現在、最高裁で係争中です。

その最高裁での弁論が９月１０日に行われることから、弁護団は準備中です。

今年２月に１５４人が集団提訴

高裁判決を受けて郵政ユニオンは、判決内容を直ちに職場に実施するよう求めました。しかし、本社は「要求には応じられない」という不誠実な回答に終始しました。

この回答は許せない、司法の判断を職場に活かしていくとして、今年２月に立ち上がったのが１５４人の郵政ユニオンの非正規組合員です。

裁判は東京地裁で９月３日に行われます。東京地裁では３人が集配部、郵便部の労働実態と格差の問題等を意見

この裁判に勝利していくために皆さんのご支援をよろしくお願いします。

集団訴訟の口頭弁論
　９月３日東京地裁14時５１０号法廷
最高裁弁論
　９月１０日　西日本１３時３０分
　　東日本１５時３０分
支援カンパをお願いします。
「郵政 20 裁判をたたかう原告団を支える会」

んぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶんかべしんぶんかべしんぶんか